

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年10月31日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 戴 正 呉
【本店の所在の場所】	堺市堺区匠町1番地
【電話番号】	072-282-1221 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 経理部長 岸 昭彦
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区匠町1番地
【電話番号】	072-282-1221 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 経理部長 岸 昭彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の孫会社であるSharp Electronics France S.A.（以下、「SEF社」という。）に対し、原告からフランス国パリ市における裁判所にて提起されていた訴訟が和解にて終結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものではありません。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社(孫会社)の名称、住所及び代表者の氏名

名 称	Sharp Electronics France S.A.
所 在 地	22 Avenue des Nations, ZAC Paris Nord 2, BP52094 Villepinte, 95948 Roissy Charles de Gaulle CEDEX, France
代表者の氏名	河村 哲治

(2) 当該訴訟の提起があった年月日(訴状送達日)

平成27年7月7日

(3) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称	Alias Corp
所 在 地	14, Rue Costes, 38400 Saint Martin d' Heres, France
代表者の氏名	Cyrille Voog

(4) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

Alias Corp（以下、「Alias社」という。）は、SEF社がAlias社との間で締結していた販売代理店契約を一方的に破棄したため損害を被ったとして、SEF社に対し損害賠償として519千ユーロ（59,524千円。1ユーロ＝114.69円で換算。平成28年10月28日現在）の支払いを求める訴訟を提起し、SEF社は平成27年7月7日に訴状の送達を受けておりました。

(5) 当該訴訟の解決があった年月日

平成28年10月28日（現地時間）

(6) 当該訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

SEF社がAlias社に対し、本件の和解金として140千ユーロ（16,057千円。1ユーロ＝114.69円で換算。平成28年10月28日現在）を支払い、原告がその余の請求を放棄することを内容としております。

以 上